

コーポレート・ガバナンス ガイドライン

平成 28 年 1 月 27 日制定

パーク 2 4 株式会社

① 制定の目的・方針

当社におけるコーポレートガバナンスを向上させるための枠組みである「パーク24コーポレートガバナンスガイドライン」を制定し、コーポレートガバナンスの強化・充実に努めることで、当社の中長期的な価値向上と持続的成長を実現する。

■コーポレートガバナンスに対する基本的な考え方

公正で透明性の高い経営を通して、全てのステークホルダーとの信頼関係を構築し、またクルマ社会に新たな価値を創造し、継続的に企業価値を向上させていくためにコーポレートガバナンスの充実に継続的に取り組む。

<企業理念>

「人とクルマと街と、」を企業スローガンに掲げ、「快適なクルマ社会の実現」に向け、その一翼を担うことを基本方針とする。この方針のもと、当社グループは駐車場とモビリティのネットワークを拡大させると同時に、これらの経営資源を最大限に活用することで、クルマ社会に新たな価値を創造し続けていく。

② コーポレートガバナンス体制

■ 機関設計

監査等委員会設置会社を選択し、経営における透明性、公平性の確保と監督機能の強化を通じて継続的な企業価値向上を図る。あわせて、迅速な意思決定を行うことを目的として、執行役員制度を導入し監督機能（取締役）と業務執行機能（執行役員）の分離を行う。

■ 取締役会

（1）取締役会の役割

取締役会は戦略の方向性や経営資源の配分について決定することを取締役会の重要な役割・責務と考えており、年度計画や中期経営計画、経営戦略・経営計画について取締役会で議論し策定する。これらを通して中長期的な企業価値および全てのステークホルダーの利益の継続的な向上を目指す。

（2）構成・規模

- ・職務権限を明記した「組織・分掌・権限規定」等諸規定を設け、効率的な業務執行ができる体制を整備するとともに、諸規定は法令の改廃、職務執行の効率化等の必要性に応じて適宜見直し、各部門間での有効な連携の確保のための制度整備を行う。
- ・十分な議論と迅速な意思決定を行うために、監査等委員である取締役を除く取締役は10名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする。

(3) 評価および実効性の確保

- ・ 社外取締役を含めた取締役の相互評価等に基づき、公正かつ透明性の高い取締役評価を行う。また、情報の正確性・適時性を確保するため、社内及びグループ会社からの報告体制を構築する。
- ・ 取締役会が自己評価を每期行い、取締役が自らが当社の取締役会、ガバナンスのあり方を常に問い、工夫する。また社外取締役からの客観的、かつ高い知見を活かした意見・評価をもとに、取締役会全体の実効性について分析・評価を行う。

(4) 報酬

- ・ 取締役ならびに執行役員をはじめとした経営陣幹部の報酬は、中長期的な企業価値の向上に努める観点から、中期経営計画の業績に連動した報酬体系を導入する。取締役ならびに経営陣幹部に対し、業績に連動して行使可能株式数変動する「業績連動型ストックオプション制度」も併せて導入する。
- ・ 単年度においては、取締役・経営陣幹部は、単年度の経営計画に沿った報酬体系を導入しており、業績目標達成度合いに応じた報酬を社外取締役を含めた取締役会において報酬額を決定する。

(5) 取締役会運営体制

取締役会審議を活発化するために、取締役会規定にて下記を定める。

- (i) 3日前に資料配布を実施。
- (ii) 経営上必要な情報のメールによる共有。
- (iii) 半期ごとに取締役会開催スケジュールを確定。
- (iv) 月1回の定時取締役会および必要に応じ臨時取締役会を設置。
- (v) 適宜時間を延長し議論を行う。

■ 監査等委員会

(1) 監査等委員会の役割

- ・ 監査・監督機能とコーポレートガバナンス体制を一層強化するため、社外取締役の導入に加え、監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与し、企業価値の向上を図る。
- ・ 業務の執行に携わらず、業務の執行と一定の距離を置くことで、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保する。

(2) 監査等委員会の構成

- ・ 半数以上を社外役員で構成する。監査等委員は豊富な経営者としての知見を有し、独立した客観的な立場から取締役会や経営陣に能動的・積極的に適切な意見を述べる。
- ・ 監査等委員会は、会計監査人の監査報告、往査立会等を通じ、監査実施内容を把握し、毎期監査等委員会の審議により評価基準に従って選解任の決議を行う。

■取締役および監査等委員

(1) 取締役の選任

- ・当社事業に最も精通した者により取締役会を構成することが、機動的かつ合理的な経営判断を行う上で最も実効的であるとの考えに基づき、当社グループの経営理念を理解し、これを実践できる、人格ならびに識見ともに優れ、その職責を全うすることができる者を選任する。
- ・代表取締役・人事担当取締役が人格、経験、能力等を評価し、原案を作成し、社外取締役を含めた取締役会において、高い透明性を確保した手続き、審議を経て決定する。
- ・取締役ならびに社外取締役候補者については、選任理由を株主総会招集通知等に記載しホームページ上に開示する。
- ・幹部人材の育成を計画的に行うとともに、社外取締役を含めた取締役会において当社グループの経営理念を理解し、これを実践でき、人格ならびに識見ともに優れ、その職責を全うすることができる者を選任、育成することで透明性・公平性の高い最高経営責任者等の後継者の指名体制を整える。

(2) 監査等委員の選任

- ・監査等委員として社外取締役・および常勤監査等委員取締役を選任し、社外取締役の持つ客観的かつ高い知見と、常勤の監査等委員取締役のもつ情報収集力を組み合わせることでその実効性を高める。

(3) 独立社外取締役

- ・社外取締役は、経営の方針や経営改善について自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促すことで中長期的な企業価値の向上を図る、との観点から助言を行い、取締役会の重要な意思決定や、重要会議への参加を通じ、経営の監督を行う。
- ・各独立社外取締役は、取締役会以外の重要会議にも参加し、積極的な意見交換を行い、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図る。
- ・社外取締役候補者の選任にあたっては、東京証券取引所が定める独立要件に加え、社外取締役の独立性に関する判断基準を策定し、経営陣から独立した立場において、企業経営に関わった幅広い経験、専門的知見等をもとに、広い視野から経営に対する助言および意見のできる人物を総合的に勘案し決定する。
- ・兼任状況は招集通知、有価証券報告書およびコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ毎年開示する。

(4) 独立社外取締役の独立性判断基準

東京証券取引所が定める独立要件に加え、社外取締役の独立性に関する判断基準を策定し、株主総会招集通知等にこれを記載して開示する。

(5) トレーニング方針

- ・各取締役はその能力、経験および知識が職務を遂行するにふさわしいかどうかを判断したうえで指名し、株主総会の承認を得てその任に就いており、その任を務めるに必要な自己研鑽の手段として、外部団体への加盟、講習会等を通じ実施しており、必要に応じて当社の費用負担によるその他トレーニングの導入を検討する。
- ・取締役は、必要と考える情報や資料がある場合、積極的に求め、また求められた部署は速やかに情報を提供する。
- ・重要な経営判断を行うにあたり、外部専門家の意見を得ることが必要か否かを適宜検討し、必要に応じて助言を得る。

■会計監査人

- ・株主・投資家に対して適正な監査の確保に向けて責務を負い、監査等委員会や経理部門などの関連部門と連携し、監査日程や監査体制の確保に努めるなど適正な監査の確保に向けて適切な対応を行う。
- ・会計監査人と監査等委員会および内部監査部門とは定期的にミーティングを行い、十分な連携を確保する。

■内部統制

取締役会と独立した担当部署である「コンプライアンス統括部」を設置し、監査等委員会や会計監査人と連携しながら当社グループ会社の監査を行い、コンプライアンスや財務報告に係る内部統制、また先を見越したリスク管理体制を整備する。

③ステークホルダーとの関わり

■株主、投資家との関わり

(1) 株主総会

- ・全ての株主の権利が実質的に確保されるよう、経営方針や財務情報、事業活動状況等の経営情報を積極的かつ公正に開示し、株主の円滑な権利行使に対する適切な環境整備を行う。
- ・招集通知の早期発送（株主総会 3 週間前。電子的公表は発送日前日）や、英語版の作成、また情報提供の充実に努めると同時に、インターネットによる議決権行使や議決権電子行使プラットフォームへの参加により、権利行使に係る適切な環境整備を行う。
- ・実質株主の議決権行使については、信託銀行等の名義で保有する機関投資家等の実質株主が株主総会に代わって自ら議決権の行使等を行うことを認めていないものの、株主であることの判明方法等について信託銀行等と協議など行う。

(2) 株主の権利の確保

- ・議決権行使結果について会社提案議案の反対理由や反対票の多い議案について、その原因の分析を行い、株主への対応については関係各部署が連携して検討する。
- ・少数株主および外国人株主を含むすべての株主の権利を実質的に確保するよう努め、株主の権利行使については、株式取扱規則に定める手続きに基づいて対応し、その権利行使が滞ることのないよう十分配慮する。

(3) 資本政策に関する方針

- ・常に資本に対するコストを上回る利益を生み出し、企業価値を増大させ、あらゆる株主やステークホルダーが満足のいく効率的な経営を目指す。
- ・連結株主資本利益率（ROE）20%を目安とし、効率的な経営に努める。
- ・支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策を行う際には、取締役会・監査等委員会にて十分議論し、その検討過程や実施の目的等の情報を速やかに開示するとともに、株主総会や決算説明会などの対話の場を活用し十分な説明を行う。

(4) 政策保有株式に関する方針

- ・投資目的以外の理由による株式保有は、当社の中長期的な企業価値向上のために不可欠な取引先との関係維持・強化を目的として、戦略的に必要と判断した株式を保有する。
- ・議決権行使に関しては、株式保有先企業との関係などを踏まえた上で、当社の中長期的な株主利益の向上と、当該企業の企業価値向上の観点から、議案内容を確認し議決権を行使する。

(5) 買収防衛策

- ・持続的な成長を継続させ企業価値を向上、最大化させていくことが最重要課題であり、買収防衛策の導入は行わない。
- ・当社株式が公開買付けに付された場合、会社の所有構造の変化により株主の利益に大きな影響を与える可能性があるため、取締役会としての考え方を速やかに株主へ開示する。また、株主の権利を尊重し、株主が公開買付けに応じることを妨げない。

(6) 関連当事者間の取引の防止

- ・当社関係者が関連当事者間を行うことを未然に防止し、関連当事者間の利益に反する取引を行わないため、役員・社員として法令を順守し、良識と高い倫理観を持って活動するよう示した「行動規範」を定め順守する。
- ・取締役との関連当事者間取引を行う場合は、取締役会にて承認を得たのち、その事実を報告することを取締役会規定にて定める。

(7) 株主との建設的な対話

- ・株主との積極的な対話を行う上で、適時適切かつ積極的な情報開示を行う。
- ・代表取締役社長を責任者とし、企画管理本部を中心に IR 活動に必要な情報を有する関連部署等と日常的に連携をし、自社ウェブサイトに掲載している情報公開方針のもと情報開示を行い株主や投資家との対話を促進するほか、開示後の対応、社内へのフィードバック、取締役会への報告などに関する体制を整備する。
- ・対話に際し、社内規定（インサイダー取引防止規定）に従い情報管理を行う。

■従業員との関わり

- ・「パーク24グループ 行動規範」を定め、「人とクルマと街と、」を企業スローガンに掲げ、安全、安心な快適なクルマ社会の実現に向け、その一翼を担うことを経営の基本方針とする。
- ・グループ各社としての基本理念・行動指針を定め、役員・社員に配布すほか、企業文化・風土の醸成に向けた取り組みなどを経営陣が直接社員へ説明する機会を設けるなど、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全で良識の高い倫理観を保ちながら適切な活動ができるよう周知徹底を図る。
- ・定期的にコンプライアンステスト等を実施し、その結果は経営陣へ報告され、行動規範の実践状況について適宜レビューを実施する。
- ・女性の活躍促進を含む人材の多様性確保を促進するため、従業員の働き方の向上を目的とした社内セミナーの実施や情報提供、マネジメント層の意識変革を促し、当人のみならず、グループ全体で多様な人材の活躍を後押しする仕組みづくりを推進する。
- ・内部通報に係る社内通報制度（グループ会社の内部通報窓口を経営陣から独立させ、担当部署が対応。内部公益通報者保護規定により、情報提供者の秘匿と不利益取扱いの禁止に関する規律を整備。）を構築し、当社グループの全従業員が利用できる仕組みを運用する。

■お客様との関わり

基本理念（「安全」で「安心」、「きれい」で「使いやすい」を追求し、お客様に「快適」を提供します。）を実行し、また人々に安全で、クルマの利用に便利な、街にとって環境にやさしいクルマ社会を創造し、お客さまから信頼され、社会から必要とされる企業を目指す。

■社会との関わり

時間貸駐車場の設置による路上駐車抑制や、路上駐車が原因となる交通事故の防止、また、モビリティ事業での低環境負荷車両を導入することで二酸化炭素排出による環境汚染を低減するなど、駐車場事業およびモビリティ事業の拡大そのものが環境問題への解決の一助になるとの考えによりそれぞれの事業を推進する。

④情報開示方針

- ・すべてのステークホルダーの当社グループに対する理解を深めるために、企業情報を公正かつ適時適切に開示する。
- ・各種法令・規則などに基づく開示が要請される情報や、経営戦略や経営計画など財務的に重要な企業情報、またリスクやガバナンスに係る非財務的な情報、その他開示すべきと判断する企業情報についても、当社ウェブサイトなどを通して積極的に開示を行う。また迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう社内体制の充実に努める。

以上